

第2次 御所市男女共同参画基本計画

～自分らしく輝いて生きるために～

概要版



令和7年（2025年）3月
御所市

計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」「女性活躍推進法」「DV防止法」に基づく市町村計画です。

計画期間

本計画の計画期間は令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度)の10年間とします。ただし、社会の動きや計画の進捗状況に対応した適切な施策を展開するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

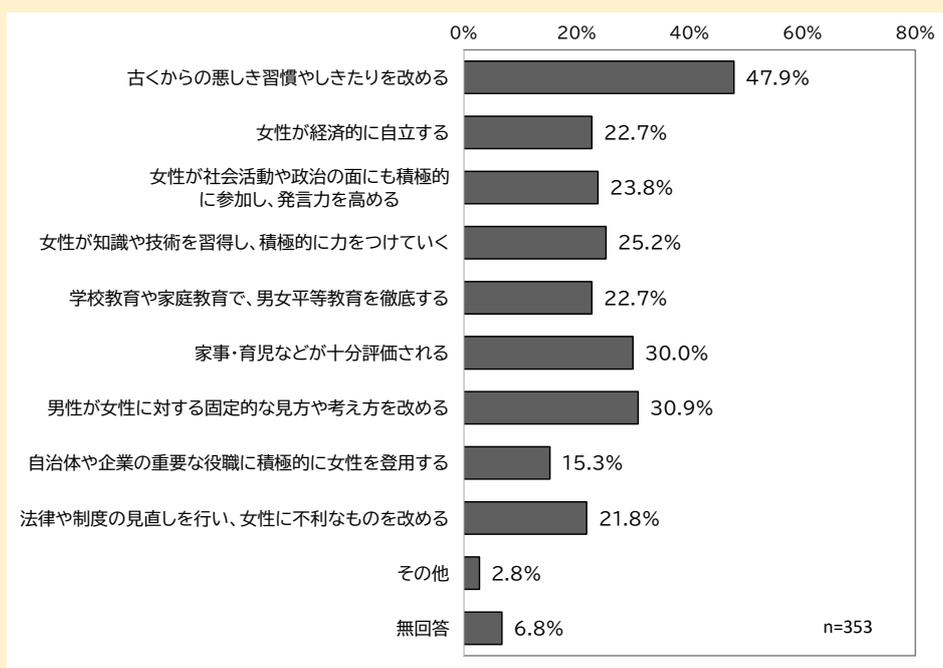


男女共同参画に関する意識

男女平等を進めるために必要だと思うこととして、「古くからの悪しき習慣やしきたりを改める」が約5割、「男性が女性に対する固定的な見方や考え方を改める」と「家事・育児などが十分評価される」が約3割となっています。

計画を推進し、男女共同参画に関する意識を浸透させることが大切です。

【男女平等を進めるために必要だと思うこと】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

計画の基本理念

自分らしく 輝いて生きるために

御所市では計画の基本理念を「自分らしく 輝いて生きるために」とし、市民一人ひとりが社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重し合い、性別にかかわらず、個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざしてきました。

第2次御所市男女共同参画基本計画においても引き続き、同じ基本理念を掲げて取り組んでいきます。

計画の体系

基本目標

基本方針

基本施策

I 男女共同参画 の意識づくり	<ol style="list-style-type: none">1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し2. 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進3. 男女共同参画の視点に立った行政運営の推進	<ol style="list-style-type: none">①男女共同参画意識の普及・啓発②男女共同参画に関する社会教育の推進③メディアにおける人権の尊重の推進①学校における男女平等教育の推進②保育所、幼稚園における男女共同参画の推進①庁内における男女共同参画意識の浸透②男女共同参画の視点を踏まえた施策展開の推進
II 性別に影響されず、誰もが活躍 できるまちづくりの推進	<ol style="list-style-type: none">1. 市政への女性の参画の促進2. 企業におけるポジティブ・アクションの推進3. 地域における男女共同参画の推進4. 男女平等の労働環境の整備5. バランスの取れたライフスタイルの確立	<ol style="list-style-type: none">①市政・審議会等への女性の参画促進②女性の職域拡大と人材育成①ポジティブ・アクションの推進②女性の職業能力の開発①政策・方針決定過程への女性の参画促進②女性の活躍に向けた環境整備①男女平等な雇用機会・待遇の確保②自営業等における労働環境の整備③働く男女の健康の確保①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり②子育て・介護支援の充実③家庭における男女共同参画の推進④地域活動への男女の対等な参画の促進
III 誰もが安心して暮らせる社会づくり	<ol style="list-style-type: none">1. ハラスメントを許さない社会づくり2. 生涯を通じた男女の健康の確保3. さまざまな問題を抱える男女の自立と生活安定の促進	<ol style="list-style-type: none">①ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進②ジェンダーハラスメント対策の推進③児童に対する虐待・性的被害防止に向けた取組の推進①性と生殖に関する健康についての理解促進②ライフステージに応じた男女の健康づくり①ひとり親に対する支援の充実②生活上の問題を抱える人に対する支援の充実③困難な問題を抱える女性への支援
IV 男女共同参画の推進体制の確立	<ol style="list-style-type: none">1. 庁内推進体制の整備2. 市民等との連携の強化3. 総合的な相談体制と拠点施設の整備	<ol style="list-style-type: none">①男女共同参画施策を推進する専門部署の強化②男女共同参画の庁内体制の確立③庁内各部署、国、県との連携強化①NGO・NPO等、市民との連携の強化と活動の支援①男女共同参画に関する相談体制の充実②男女共同参画に関する情報提供の充実③拠点施設の整備と充実

計画の基本目標

I 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、長い歴史の中で培われた性別による固定的な役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、意識を高めていくことが大切です。

指標名	現状値 (R5-6年度)	目標値 (令和16年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	50.7%	100%
「社会全般で男女の地位は平等である」と感じている人の割合	11.6%	100%
男女共同参画に関する市民講座等の開催回数	年2回	年3回
市職員研修の開催回数	年3回	年4回
SNSを活用した男女共同参画意識の普及・啓発活動	年2回	年12回
採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合	26.7%	40%

II 性別に影響されず、誰もが活躍できるまちづくりの推進

近年、コロナ禍を契機とした多様な働き方の推進やライフスタイルの変化、LGBTQに関する理解促進など大きな変化を迎えています。今後は、家庭や職場だけでなく社会全般であらゆる人が性別に影響されず活躍できるような環境の整備やまちづくりの推進が求められます。

指標名	現状値 (R5-6年度)	目標値 (令和16年度)
市議会における女性の割合	8.3%	15%
市職員(一般行政職)の女性管理職の割合	23.2%	30%
審議会等における女性委員の割合	23.7%	30%
女性自治会長の割合	4.2%	10%
ポジティブ・アクションに関する取組を実施していない事業所の割合	31.0%	10%以下
職場での男女間での待遇の差について、「平等である」と感じている割合	26.6%	50%
事業所における性的マイノリティに対する配慮について「取り組んでいない」割合	83.9%	50%以下

III 誰もが安心して暮らせる社会づくり

男女が互いの性に対する理解を深め、地域で暮らすすべての人が安心して暮らすことができるよう、男女がともに健康でジェンダー・ハラスメントなど性に関するあらゆるハラスメントがない社会づくりとともに、生活上の困難を抱える人の自立と社会参加へ向けた環境づくりが重要です。

指標名	現状値 (R5-6年度)	目標値 (令和16年度)
配偶者や恋人からの身体的・精神的な暴力は女性の人権を侵害していると感じている人の割合	17.6%	0%
DVを受けた経験がある人の割合	6.5%	0%
社会全般での男女間での待遇の差について、「平等である」と感じている人の割合	11.6%	100%
事業所でのハラスメント防止対策について「特に対策を講じていない」割合	46.0%	10%以下

IV 男女共同参画の推進体制の確立

本計画の基本理念「自分らしく輝いて生きるために」を実現し、男女共同参画のまちを実現するためには、本計画に基づき、男女共同参画に関する施策を着実に推進することが重要です。

そのためには、行政が中心となり、市民や各関係機関との連携・協力体制を整備する必要があります。

実現に向けた取組

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本方針1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的な施策

①男女共同参画意識の普及・啓発

- 男女共同参画に対する意識の向上
- 男女共同参画に関する啓発資料の作成
供
- 関連法令の周知
- 男女平等意識の浸透
- 男女共同参画の視点に立った学習機会の提供
- 男女共同参画に関する取組事例の紹介

②男女共同参画に関する社会教育の推進

- 男女共同参画意識向上に向けた学習機会の提供
- 男女共同参画の視点を活かした地区別学習会の開催
- 幅広い年代の参加促進
- 男女双方の課題に対応した学習機会の提供
- 学習機会に関する情報の提供

③メディアにおける人権の尊重の推進

- 男女共同参画の視点に配慮した情報発信
- 市の広報等における表現等の見直し

基本方針2. 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

具体的な施策

①学校における男女平等教育の推進

- 学校における男女平等教育の推進
- 学校教育における固定的性別役割分担意識の見直し
- 教職員の指導力の向上
- 女性管理職の登用促進
- 男女共同参画の視点に立ったPTA活動の推進
- キャリア教育の推進
- 教職員への意識啓発
- 学校運営における男女平等の推進
- 保護者への意識啓発

②保育所、幼稚園における男女共同参画の推進

- 男女共同参画意識向上に向けた学習機会の提供
- 男女共同参画の視点を活かした保育・教育の推進
- 保育士、幼稚園教諭の指導力の向上
- 男女双方の課題に対応した学習機会の提供
- 男性の保育士・幼稚園教諭の採用の促進
- 保護者への意識啓発

基本方針3. 男女共同参画の視点に立った行政運営の推進

具体的な施策

①庁内における男女共同参画意識の浸透

- 職員に対する研修機会の充実
- 男女共同参画に関する各種学習会への参加促進
- 庁内における固定的性別役割分担意識の見直しの促進

②男女共同参画の視点を踏まえた施策展開の推進

- 男女共同参画意識向上に向けた学習機会の提供
- 適正な人事配置と評価の促進
- 男女共同参画の視点を踏まえた施策の推進
- 男女共同参画に関する先進事例を活かした施策の展開
- 男女共同参画に関する調査・研究の実施
- 男女双方の課題に対応した学習機会の提供
- 女性の視点を活かした情報の発信

基本目標Ⅱ 性別に影響されず、誰もが活躍できるまちづくりの推進

基本方針1. 市政への女性の参画の促進

具体的な施策

- ① 市政・審議会等への女性の参画促進
 - 女性の参画拡大に対する理解促進
 - 公募制による委員選出
 - 各種計画策定における女性の参画促進
 - 各種審議会・委員会への女性の参画促進
 - 各種プロジェクトへの女性の参画促進
- ② 女性の職域拡大と人材育成
 - 女性職員の能力の向上
 - 女性の人材の育成

基本方針2. 企業におけるポジティブ・アクションの推進

具体的な施策

- ① ポジティブ・アクションの推進
 - 女性の参画拡大に対する理解促進
 - ポジティブ・アクションに関する学習機会の提供
 - ポジティブ・アクションに関する情報提供
- ② 女性の職業能力の開発
 - 男女対等な職業観・労働観の確立
 - 女性のエンパワーメント講座等の開催
 - 女性の起業への支援
 - 相談窓口の充実

基本方針3. 地域における男女共同参画の推進

具体的な施策

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - 女性の参画拡大に対する理解促進
 - 地域防災への女性の参画促進
 - 自治会活動への女性の参画促進
- ② 女性の活躍に向けた環境整備
 - 女性のリーダーの育成
 - 自主的な活動への支援
 - 地域組織を対象とした女性のつながりの強化
 - 研修会等への人材の派遣
 - 団体間のネットワークの整備
- ③ 性別に配慮した防災・災害復興対策の推進
 - 性別に配慮した避難所の運営や設備の整備
 - 性別に配慮した災害時の救援医療体制の構築

基本方針4. 男女平等の労働環境の整備

具体的な施策

- ① 男女平等な雇用機会・待遇の確保
 - 職場における習慣・慣行の見直しの促進
 - 非正規労働者の雇用環境の整備促進
 - 労働相談、情報提供に関する取組
 - 労働関係法令の周知・啓発
 - 女性の雇用環境に対する調査の実施
- ② 自営業等における労働環境の整備
 - 女性従事者の地位向上に向けた取組
 - 女性従事者の年金制度への加入促進
 - 女性の活躍の環境づくり
 - 家族経営協定に関する情報提供
 - 委員会への女性の登用

基本方針5. バランスの取れたライフスタイルの確立

具体的な施策

- ①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり
 - 多様な働き方の普及促進
 - 育児・介護休業制度の取得促進
 - 再雇用制度の普及促進
 - 労働時間短縮の呼びかけ
- ②子育て・介護支援の充実
 - 家庭における男女平等意識の普及・啓発
 - 多様な保育サービスの充実
 - 子育て支援体制の充実
 - 介護に関する相談体制の充実
 - 地域で子育てを支える気運の醸成
 - 育児に関する情報提供と相談の充実
 - 介護保険制度の普及啓発
- ③家庭における男女共同参画の推進
 - 家庭における男女共同参画意識の普及・啓発
 - 男性の家庭参加に対する意識改革
 - 男性の家庭参加の促進
- ③家庭における男女共同参画の推進
 - 地域活動における男女共同参画意識の普及・啓発
 - あらゆる年代の地域活動への参加促進

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

基本方針1. ハラスメントを許さない社会づくり

具体的な施策

- ①ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進
 - 女性の参画拡大に対する理解促進
 - 各種審議会・委員会への女性の参画促進
- ②ジェンダーハラスメント対策の推進
 - ハラスメントに対する問題意識の醸成
 - 庁内の相談体制の整備
 - 企業におけるハラスメント防止への呼びかけ
 - 庁内におけるハラスメント防止に向けた啓発
 - 学校におけるハラスメント対策の推進
- ③児童に対する虐待・性的被害防止に向けた取組の推進
 - 児童に対する虐待・性的被害防止に向けた啓発
 - 関係機関との連携による虐待の早期発見
 - 虐待を受けた子どもへの支援の充実
 - 児童に対する虐待・性的被害対策の推進
 - 虐待の通告方法の周知

基本方針2. 生涯を通じた男女の健康の確保

具体的な施策

- ①性と生殖に関する健康についての理解促進
 - 生命尊重や正しい性への理解促進
 - 児童・生徒に対する性教育の推進
 - 多様な性のあり方への理解促進
 - リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発
 - 感染症に対する正しい知識の普及
- ②ライフステージに応じた男女の健康づくり
 - 不妊治療に関する情報提供
 - がん検診・特定健診の実施
 - 健康に関する情報提供
 - 妊婦健診と保健指導の実施
 - レディースセット検診の実施

基本方針3. さまざまな困難を抱える男女の自立と生活安定の促進

具体的な施策

①ひとり親に対する支援の充実

- 保育サービスの優先利用
- 経済的支援の充実
- ひとり親に対する相談体制の充実

- 支援制度等に関する情報提供
- 就業支援の充実

②生活上の問題を抱える人に対する支援の充実

- ノーマライゼーションの理念の普及・啓発
- 福祉サービス等の充実
- 外国人に対する学習機会の提供

- 社会保障制度の普及・啓発
- 就業支援の促進
- 外国人に対する相談体制の充実

③困難な問題を抱える女性への支援

- 困難な問題を抱える女性への支援と連携体制の整備
- 相談窓口の周知や相談体制の強化

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の確立

基本方針1. 庁内推進体制の整備

具体的な施策

①男女共同参画施策を推進する専門部署の強化

- 施策の進捗状況の管理

②男女共同参画の庁内体制の確立

- 御所市男女共同参画推進委員会の設置

③庁内各部署、国、県との連携強化

- 庁内各部署、国、県との連携の強化

基本方針2. 市民等との連携の強化

具体的な施策

①NGO・NPO等、市民との連携の強化と活動の支援

- 市民との連携の強化と活動の支援

基本方針3. 総合的な相談体制と拠点施設の整備

具体的な施策

①男女共同参画に関する相談体制の充実

- 男女共同参画に関する相談体制の充実
- 相談員のスキルアップ

②男女共同参画に関する情報提供の充実

- 男女共同参画に関する調査研究・情報提供

③拠点施設の整備と充実

- 男女共同参画事業の拠点整備



第2次 御所市男女共同参画基本計画概要版 ～自分らしく 輝いて生きるために～

発行

御所市人権施策課(人権センター内)
〒639-2244 御所市柏原 235 番地
電話:0745(65)2210

メール:jinken@city.gose.nara.jp